○外務省告示第三百五十一号

平成二十八年八月二十四日にマセルで、技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とレソト王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十八年九月十三日

外務大臣　岸田　文雄

技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とレソト王国政府との間の協定

日本国政府及びレソト王国政府は、

技術協力及び青年海外協力隊員（以下「協力隊員」という。）の活動の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、

両国の経済開発及び社会開発の促進によりもたらされる相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

第一条

両政府は、両国間の技術協力及び青年海外協力隊の事業を促進するよう努力する。

第二条

この協定の下で実施される個別の技術協力計画を規律する別途の取決めが、両政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、レソト王国政府の権限のある当局は外務・国際関係省である。

第三条

1　レソト王国政府の要請があった場合には、次の形態による技術協力が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の現行法令に従い、かつ、前条に規定する取決めに基づき、ＪＩＣＡの負担で行われることになる。

(a)　技術訓練をレソト国民に提供すること。

(b)　ＪＩＣＡからの専門家（以下「ＪＩＣＡ専門家」という。）をレソト王国に派遣すること。

(c)　幅広い技術及び豊かな経験を有する日本人ボランティア（以下「日本人シニア海外ボランティア」という。）をレソト王国に派遣すること。

(d)　レソト王国の経済開発及び社会開発の計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をレソト王国に派遣すること。

(e)　設備、機械及び資材をレソト王国政府に供与すること。

(f)　両政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をレソト王国政府に対して行うこと。

2　協力隊員が、ＪＩＣＡにより、日本国の現行法令に従い、かつ、両政府の権限のある当局間で合意する別途の派遣計画に基づき、レソト王国に派遣されることになる。また、協力隊員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材が、ＪＩＣＡにより、その使用に供されることになる。

第四条

レソト王国政府は、前条に規定する日本国の技術協力及び青年海外協力隊の事業の結果としてレソト国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がレソト王国の経済開発及び社会開発に寄与し、かつ、軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

1　ＪＩＣＡがＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員を派遣する場合には、レソト王国政府は、次のことを行う。

(1)(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、国外から送金される給与及び手当に関して又は当該給与及び手当に関連して課される租税（所得税を含む。）及び課徴金を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員が最初の到着後六箇月以内に行う次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(iii)　レソト王国に派遣されるＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、ＪＩＣＡ専門家の家族につき一台、日本人シニア海外ボランティア一名につき一台、日本人シニア海外ボランティアの家族につき一台及び協力隊員一名につき一台の自動車

(c)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、(b)(iii)に規定する自動車の登録料を免除すること。

(2)(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な適当な事務所その他の施設（電話及びファクシミリを含む。）を自己の負担で提供し、かつ、それらの運営費及び維持費を負担すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要な現地要員（必要な場合には、英語を解する適当な通訳を含む。）並びにＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の相手方となる当該任務の遂行に必要なレソト人の要員を自己の負担で提供すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及び協力隊員に係る次の諸経費を負担すること。

(i)　レソト王国政府が管理する通勤手段に係る費用

(ii)　レソト王国内の公用出張旅費

(iii)　公用通信費

(d)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、適当な住宅の確保につき便宜を提供すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)(a)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、任期中、レソト王国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、自動車運転免許証の取得のための便宜を与えること。

(d)　協力隊員に対し、その任務の遂行に必要な無線通信機の設置及び使用を許可すること。

(e)　ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団及び協力隊員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　1に規定する自動車が、その後レソト王国内において、租税（関税を含む。）の免除又は同様の特権を有しない個人又は団体に売却され、又は譲渡される場合には、当該自動車に対してそれらの租税（関税を含む。）が課される。

3　レソト王国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員に対し、レソト王国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家、シニアボランティア、調査団の構成員及びそれらの家族並びに協力隊員に類するボランティアに与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

第六条

レソト王国政府は、ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員の任務の遂行に起因し、当該任務の遂行中に発生し、又は当該任務の遂行に関連して当該ＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員及び協力隊員に対する請求が生じた場合には、当該請求について責任を負う。ただし、そのような請求がＪＩＣＡ専門家、日本人シニア海外ボランティア、日本国の調査団の構成員又は協力隊員の重大な過失又は故意から生じたことについて両政府が合意する場合は、この限りでない。